望月とおる 市議会だより

望月とおる市議会だより
第　1　号
令和元年7月31日発行
編集・発行者
市議会議員
望月徹事務所
〒421-3303
富士市南松野2011-5

この度、皆様の厚いご支援を受け、市政壇上に立つことができました。あらためて、深く感謝申し上げます。

市議会議員として、4月より本格的活動を開始しました。6月の定例会にては、議員となりまして初めて、富士市議会令和元年度本会議において一般質問を致しました。6月27日の質疑応答の内容を、以下の様にご報告致します。

地区に寄り添った災害対策と予防について

今般の異常気象による各地での災害は、行政が実施してきた従来の治山・治水のあり方を見直す必要があると考えます。

幸い、本市は全国紙の新聞紙上を賑わす大規模な災害には見舞われておりません。しかし、大型台風、長期の大雨、地震等が本市を襲った場合、大きな災害となることは必至であり、この5月21日の短時間の大雨でも、その兆候が見えています。

60年程前に富士川台風と命名された台風が、本市を襲っています。

今、私は「異常気象」と特別扱いのような発言をしましたが、毎年起こっている事象は特別扱いや想定外でなく、今後、どこにでも起こりうる事象との認識を共有すべきではないでしょうか。

ここに、事例を紹介しつつ、以下4点について、今後の災害対策と予防について問うものであります。

道路建設に伴う下流の側溝について

①　新東名高速道路上の雨水に対する側溝・貯水槽等は整備されています。

ただし、道路建設のために使用した地方道の整備が今も工事中等の場合、雨水は近くの側溝に入らざるを得ません。

それを受け止める下流の側溝が従来通りでは、途中から道路に溢れる結果となります。

一般に道路施設等の建設に対し、雨水が大河に至るまでの流れに無理がないかを検証した上で、建設をすすめていくべきと考えますが、当局の見解を伺います。

【市回答】

①降雨によって流れ出る雨水流出量の流下が可能となるように勾配や形状材質を検討した上で建設している。

河川の氾濫、河床がえぐられるリスクについての予防として、河川の絵図に危険・注意箇所を載せた資料作成について

②　同じく、新東名高速道路上の雨水は近くを流れる河川に流入しますが、それにより河川の水量が大きく増え、流れのスピードが加速され氾濫、或は川床がえぐられるリスクが生じています。

一級河川を管理する県は、一部の河川について、河川の絵図に危険、注意箇所を写真付きで載せた資料を作成してあります。わかりやすく、地元区長住民も監視ポイントがわかりやすい資料となっています。このような資料が全ての河川に適用されれば、地元区長住民に監視箇所のポイントがわかり、危険個所の早期発見につながり、情報提供することで、少しでも未然に防いでいくことができると考えます。

市当局が管理する河川について、災害を未然に防ぐために、どのような対策をされているか、見解を伺います。

【市回答】

②浸水災害から市民の生命財産を守るため、河道拡幅調整池整備等の河川改良を計画的に実施。治水環境維持のため、職員による巡視、通報要望箇所の維持修繕等を通常の管理として、実施している。

河川内危険個所についての資料作成は、富士市が管理する準用河川から、研究していく。通報要望箇所の維持修繕等を通常の管理として実施している。

大災害等で富士川橋、蓬莱橋、新富士川橋が通行不能となり地元が隔絶された場合の災害対策について

③　大災害等で富士川橋、蓬莱橋、新富士川橋が通行不能となった場合、富士川以西の地区は、隔離された地域となります。

この時、地元に土木業者が廃業などで存在しない場合、道路等に倒れた大木撤去ひとつできなくなり、日常生活に大きな遅れをとることになります。このような大きな災害が発生し、隔離された地域が発生するという事態を想定した災害対策について、当局の見解を伺います。

【市回答】

③富士市建設業組合と災害協定を締結。

災害時の初期対応について富士市を6ブロックに分け、協力業者に担当エリアを設定し依頼する。富士川以西が通行不能となる大災害で、富士市だけでは、対応できない場合、自衛隊や緊急災害対策派遣隊等への支援を要請する。初期対応として自主防災組織の可能な範囲での活動が必要。自助・共助の重要性を啓発している。

予防に力を入れた対策による工事費削減と住民の安全を守る対策について

④　いろいろな面において、従来通りのやり方では、災害が起きてから復旧工事を実施することになります。

予防に力を入れた対策をとっていくことで、工事費の削減と住民の安全を守ることができると考えますが、当局の見解を伺います。

【市回答】

④橋梁については、計画的な点検・耐震補強を実施。生活道路の側溝・中小河川については、平時における巡視・点検だけでなく、地域の皆様からの通報要望により機能を正常に保つ為の浚渫、補修を実施。倒木などの恐れのある箇所は、地権者に撤去を依頼する。

【市長及び担当部長からの回答は数ページに渡るため、わたしから見た要旨のみを記載しました。全回答はウェブサイト富士市市議会録画中継でみることができます。】

富士ニュース（令和元年6月29日）

準用河川の災害防止へ

維持管理に向け危険箇所研究

小長井市長は、市が管理する河川における災害を未然に防ぐための対策として、準用河川の危険箇所や現状を把握するための研究に取り組む方針を示した。

27日の市議会6月定例会で望月徹氏（凛の会）の「地区に寄り添った災害対策と予防について」の一般質問に答えた。

望月氏は大型台風や長期間の大雨といった異常気象が毎年発生している現状から、「今後、どこにでも起こり得る事象との認識を共有すべき」と説明。一級河川の中には、地図に危険箇所を写真付きで掲載した資料があることから、「そのような資料が全ての河川で作成されれば、危険箇所の早期発見につながり、災害を未然に防ぐことができる」と提案した。

市内には国が管理する富士川、県が管理する潤井川など、21の一級河川が流れている。市が管理する河川については、市が要件に沿って指定する準用河川が32河川あるほか、名前のある河川は443あり、小規模な河川が数多く存在している。

市の河川事業では、川幅の拡幅や調整池の整備といった河川改良を計画的に実施。職員による巡視、通常の管理である要望や通報箇所の維持修繕を行うことで災害を未然に防ぎ、市民の生命や財産を浸水被害から守る対策を取っている。

河川課によると、市全域の急傾斜地などの危険箇所を示したハザードマップは作成されているが、河川に特化したマップなどはなく、準用河川の危険箇所においては、通常の維持管理の中で修繕する場合が多いという。

小長井市長は「全ての河川における危険箇所の資料」作成については、市民が河川の現状把握や危険箇所の確認に役立つものとの考えを示し、準用河川の危険箇所の把握や状況確認などの研究を進めるとした。